

韮崎市子どもの権利に関する条例（素案）に対するパブリックコメントの結果（意見の公表）

1	意見募集期間	令和6年12月20日（金）～令和7年1月17日（金）
2	意見募集方法	市ホームページ・情報公開コーナー・こども子育て課窓口
3	意見提出人（団体）数	件数1件
4	意見提出方法	電子メール
5	意見内容	以下のとおり

No.	ページ	項目	市内在住者（個人）意見の要旨	市の考え方
1	6	第 6 章 相談体制 （相談窓口の設置） 第17条	相談窓口は第三者機関として独立しているものか。 既に子どもの権利条例を施行している他自治体ではオンブズマンとして実際に専門家が着任しているが、その点、韮崎市の場合は人数設定や概観が大雑把に感じる。 条例を制定するだけでなく、その機能の監視、擁護する存在が必要ではないか。	相談窓口は、保健師、家庭相談員等の専門的な知見を有する職員等によるものを想定しており、独立した第三者機関ではありません。 他の地方公共団体では、救済体制として第三者による機関を設置しています。子どもの権利を保障するために、本市においても次年度以降、監視、擁護する機関の設置に向けて調査研究してまいります。